

社会福祉法人やまなみ会 理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまなみ会(以下「法人」という。)の理事長の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は、給料及び期末手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事長には、役員の報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 給料の支給日は、職員の例による。

(理事長の給料)

第4条 理事長の給料の月額を、次の表のとおりとする。

区 分	給料の月額
理事長	500,000 円

(期末手当)

第5条 期末手当の基準日は、毎年4月1日及び10月1日とする。これらの基準日前1か月以内に辞職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

2 期末手当の額は、夏季冬季それぞれ基本給額に次の倍率を乗じた金額を最低保障額として、法人の経営状況を勘案し支給する。ただし、経営の都合上その他やむを得ない事由により、支給率の変更または支給しないことがある。

(1) 夏季：1.0

(2) 冬季：2.0

3 期末手当の支給は、原則として夏季は7月31日、冬季は12月10日とする。ただし、経営の都合上その他やむを得ない事由により支給日を変更することがある。

(報酬の支払方法)

第6条 理事長の報酬は、本人名義の預貯金口座への振り込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を、その役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第8条 理事長の報酬の支給に関しこの規程に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成28年4月1日 一部改正